

東北の観光復興について

平成28年1月19日



東北の観光復興に関する取組の強化

- 東北の観光については、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていないなど、依然として厳しい状況。
- 東北観光復興元年として、国土交通省等の関係省庁と連携し、東北の観光復興を力強く推進。

1. 観光復興関連事業

関係予算を大幅に増額(27当初:5億円⇒28当初:50億円※)。
※27補正を含めると52億円

◆インバウンドに関する取組

○ 東北観光復興対策交付金の創設

(インバウンドを呼び込む地域の取組を支援。また、これらの取組を効果的に推進するため27補正でマーケティング調査等を実施。)
【27補正:1.0億円、28当初:32.7億円】

○ 東北観光復興プロモーションの実施(東北ブランド発信強化)

【28当初:10.0億円】

○ 「新しい東北」交流拡大モデル事業の実施

(先駆的なモデルケースの創出)
【27補正:1.8億円、28当初:4.2億円】

◆福島に関する取組

○ 特に風評被害の大きい福島県については、国内観光振興、教育旅行についても支援

【28当初:2.7億円】

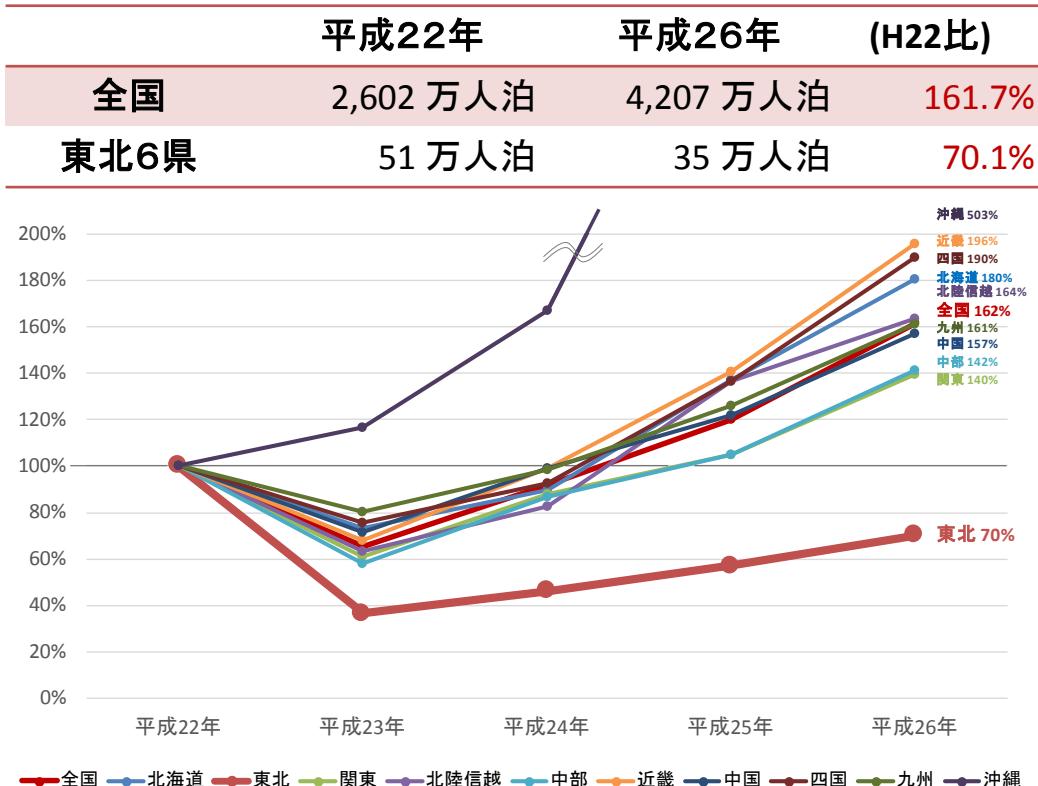
2. 東北観光アドバイザーミーティング

○ 有識者からなる「東北観光アドバイザーミーティング」を復興庁に設置(座長:久保前観光庁長官)。

○ インバウンドを中心に東北の観光が抱える課題と観光復興に向けた対策について、ご議論いただき、今春を目途に提言を得る。

○ 第1回ミーティングを1月22日に開催予定。

外国人宿泊者数の推移



(参考1) 観光復興関連事業について

- 東北観光については、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていないなど、依然として厳しい状況。このため、国土交通省等の関係省庁と連携し、観光復興の取組を強化。

平成28年度当初関連予算額 約50億円 (平成27年度当初関連予算額 約5億円)

インバウンドに関する取組

戦略的な拡大に向けた準備
【新規】

東北観光復興対策調査

マーケティング調査、地域の観光人材育成等。(国交省執行)
平成27年度補正 1.0億円

「新しい東北」交流拡大モデル事業

先駆的なモデルケースの創出。
(復興庁執行) 平成27年度補正 1.8億円
平成28年度概算決定 4.2億円

国・地方による総合的な取組
【新規】

東北観光復興対策交付金

地域からの発案に基づいたインバウンドを呼び込む取組を支援。(国交省執行)
平成28年度概算決定 32.7億円

東北観光復興プロモーション

ビジット・ジャパン事業による東北ブランド発信強化。(国交省執行)
平成28年度概算決定 10.0億円

福島に関する取組(国内観光振興)

福島県における観光関連復興支援事業

特に風評被害の大きい福島県については、国内観光振興、教育旅行についても支援。(国交省執行)
【継続】
平成28年度概算決定 2.7億円

- 訪日外国人が急増する中、東北地方では、外国人の延べ宿泊者数が、風評被害により震災前の水準すら回復していない状況(訪日外国人の受入余力が最も高い)。
(参考) ブロック別外国人延べ宿泊者数(平成22年⇒平成26年)
 - ・全国: 2602万人 ⇒ 4207万人 (+62%)、東北: 51万人 ⇒ 35万人 (▲31%)、沖縄: 44万人 ⇒ 223万人 (+407%)
- 訪日外国人急増の効果を被災地にも波及させるため、北海道新幹線の開業を契機に、風評被害を払拭し、東北地方の観光の潜在力を開花させ、観光復興を実現する。

観光地域づくり(東北観光復興対策交付金)

- 東北地方において、地域からの発案に基づき実施する、インバウンドを呼び込む取組を支援。



訪日プロモーション(JNTO運営費交付金)

- 東北地方の観光地としての魅力を海外に発信してイメージアップを図り、東北地域へのインバウンドを促進。



「新しい東北」交流拡大モデル事業（復興庁総合政策班）

28年度概算決定額 4. 2億円（27年度補正予算額 1. 8億円）

事業概要・目的

- インフラや住宅等の復旧が一定程度進みつつある中で、単なる災害復旧にとどまらない復興を達成するため、今後は産業・生業の再生を重点的に進めていくことが必要。
- しかしながら、産業・生業の柱である観光業等では外国を中心に根強い風評被害の影響が残るなど、東北の産業の復興は道半ば。
観光：外国人旅行者数は震災前の70%程度
食品：9の国と地域で輸入停止を含む規制
- 根強い風評被害を払拭するには、正確な情報発信だけでなく、個々の外国人に東北を体験させることで、東北の情報を拡散させることが必要。
- 東北への交流人口の拡大を図ることで個々の外国人が東北を体験する機会を創出する取組を支援。

事業イメージ・具体例

- 東北への交流人口の拡大を図り、外国人の消費者に東北を体験する機会を提供。
- 交流人口拡大に資する5つの分野でモデルとなる取組を支援。
- 先行する平成27年度補正予算による事業の成果を踏まえ、被災地全体での交流人口拡大につなげられるようより広範囲で取組を実施。



交流人口拡大につながる3つの分野

- ・観光客の誘客
- ・留学、合宿、ホームステイ等の学生交流
- ・国内企業向けの研修

交流人口拡大を容易にする2つの分野

- ・語学力の向上、ガイド養成など人的環境の改善
- ・決済環境、交通アクセスなど物理的環境の改善



- 実証の結果を踏まえて持続可能なモデルケースを提案。東北各地に成果を共有し、取組を拡大。

期待される効果

- 東北を体験した個々の外国人による東北の情報の拡散。
- 東北への交流人口拡大による地域経済の活性化。

➡ 根強い風評被害の払拭

資金の流れ

復興庁

調査費

民間事業者

福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する国内観光関連事業に対して補助を行う。(補助率: 総事業費の8/10)

【背景】

- 福島県は、東日本大震災によって沿岸部を中心に多大な物的被害を被つただけでなく、原発事故に伴う風評被害により観光関連産業は甚大な被害を被っているところ。
- 福島県において、観光関連産業は基幹産業であり、かつ、観光による経済波及効果の裾野は広いことから、同県の観光復興を促進することは福島県の早期の復興を促進するために非常に重要な役割を担っている。

【要件】

県がその創意工夫を發揮して、その区域の特性に即して自主的かつ主体的に実施されることに十分に配慮しつつ、当該事業の公共性及び国が実施する他の施策との整合性を勘案し行われる以下の事業

- 1) 東日本大震災による風評被害・被災からの復興との関係が明確である事業又は事務
- 2) 次年度以降も継続的な観光振興に資する事業又は事務
- 3) 福島県観光関連復興事業実施計画にその実施が記載されている事業又は事務

※当該補助金を充てることが出来ない事業等

- 1) 施設整備等のハード整備事業
- 2) 次年度以降に、運営負担等をする事業又は事務
(国費による負担は初年度のみ)
- 3) 事業又は事務に要する費用に対し、既に他の補助がなされている事業又は事務
- 4) 個人・法人の負担に直接充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務
- 5) 過去から県が継続的に行っている事業に対しての単なる財源措置にあたる事業

【実施事業例（平成26年度）】

- フラワーツーリズム
ブランド復興事業



県内各地の花の名所を紹介するパンフレットを作成、併せてプロモーションを実施し、「花の王国」としてのブランド力の復興を図る。

- 教育旅行再生事業



震災語り部のスキルアップ研修、口演内容の改善を行い、福島ならではの教育旅行プログラムの充実化を図る。

(参考2) 東北観光アドバイザーミーティングについて

東北の観光復興を効果的に推進するため、有識者の意見を聞くことを目的として、復興大臣の委任に基づき「東北観光アドバイザーミーティング」を設置。

1. 趣旨

- 東北の観光は、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていないなど、依然として厳しい状況。
- 東北の産業・生業の柱である観光産業の復興を加速化するため、有識者からなる東北観光アドバイザーミーティングを復興庁に設置するもの。
- 本会議では、インバウンドを中心に東北の観光が抱える課題と観光復興に向けた対策について、ご議論いただく予定。

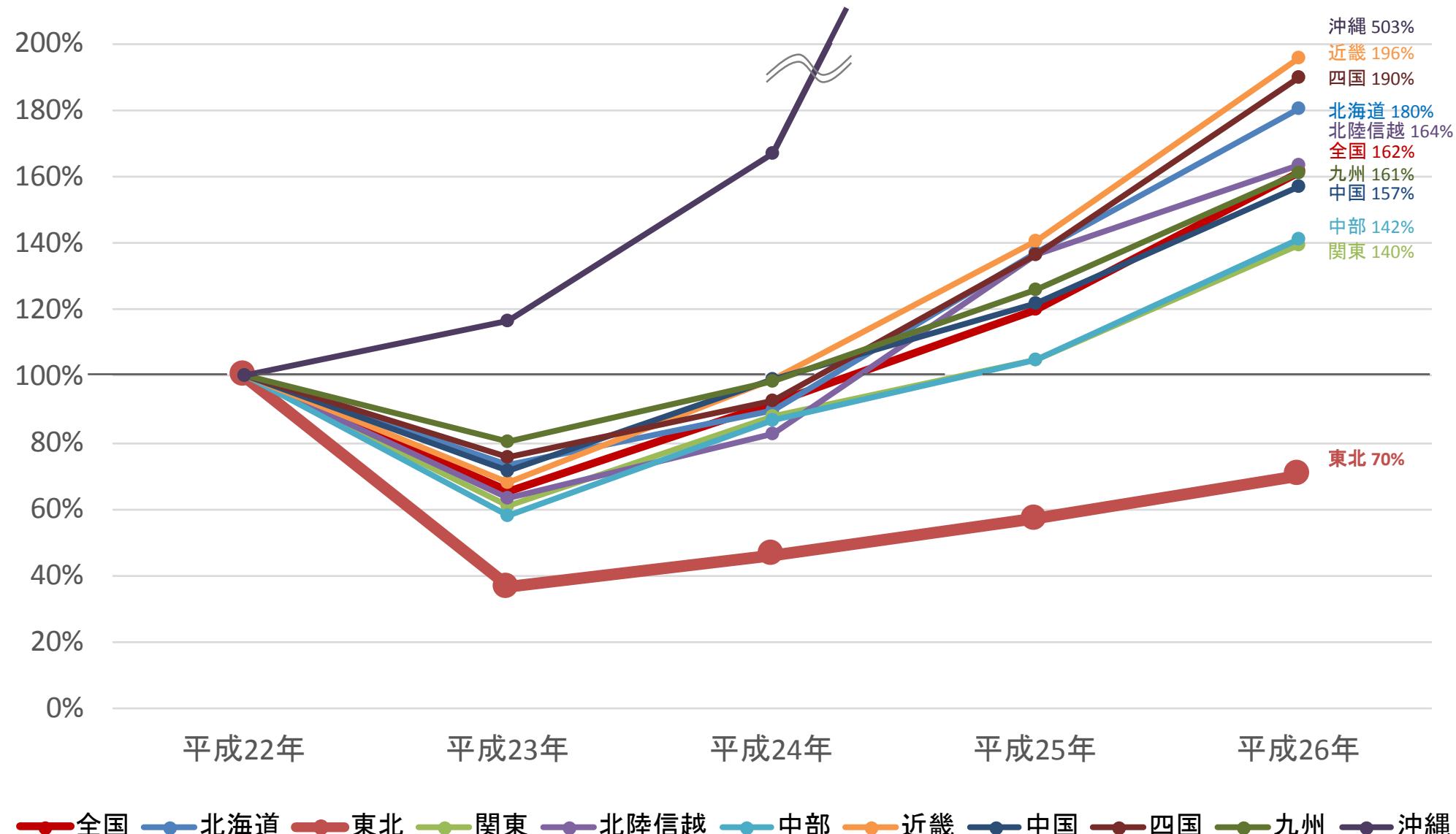
3. 今後の主な予定

- 第1回会議を1月22日に開催予定。
- 数回の会議等でのご議論を経て、今春を目途にご提言をいただく予定。

2. 委員

久保 成人	国土交通省参与 前観光庁長官	【座長】
阿部 憲子	日本旅館国際女将会 南三陸ホテル觀洋 女将	
Stefan Schauwecker	ジャパンガイド株式会社 代表取締役	
清野 智	東北観光推進機構 会長 東日本旅客鉄道株式会社 取締役会長	
田川 博己	日本旅行業協会 会長 株式会社ジェイティービー 代表取締役会長	
西村 理佐	株式会社Follow Me Japan 代表取締役	
星野 佳路	株式会社星野リゾート 代表取締役社長	
本保 芳明	首都大学東京 都市環境学部特任教授 観光庁参与・初代観光庁長官	
松山 良一	日本政府観光局（J N T O） 理事長	
※オブザーバー：観光庁次長		

(参考3-1) ブロック別外国人宿泊者数推移

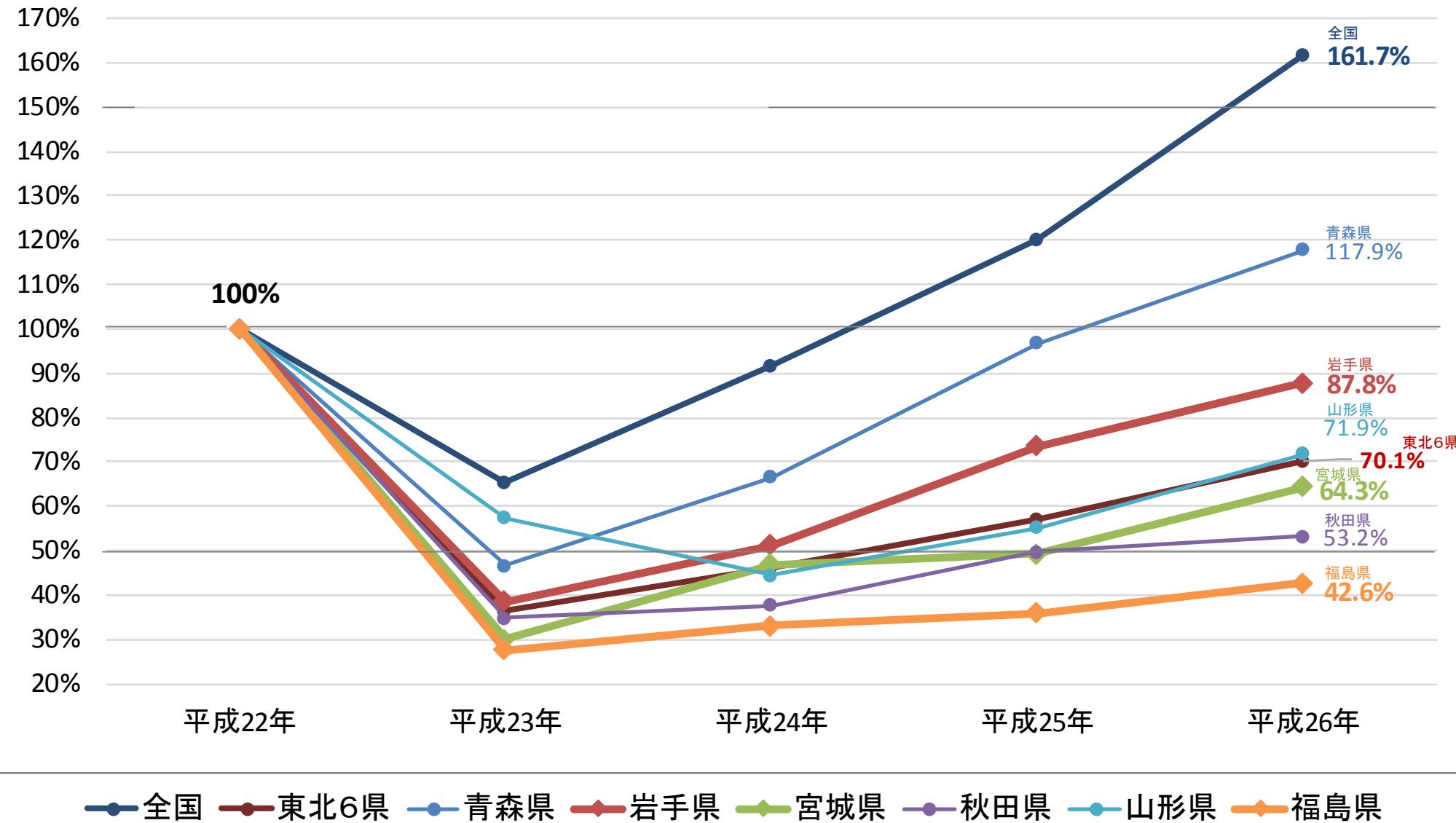


注1) 観光庁「宿泊旅行統計調査」による。

注2) 従業員10人以上の宿泊施設を使用。

注3) 各ブロックは地方運輸局等の単位による集計(長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。)

(参考3-2) 東北6県の宿泊者数推移(外国人)



注1) 観光庁「宿泊旅行統計調査」による。

注2) 従業員10人以上の宿泊施設を使用。